

## 「水道事業のあり方に関する報告書（素案）」に対する主な意見（1/31）と対応状況

## I 水道事業の現状と課題

主な意見	該当頁	対 応
今後の経営悪化を喧伝する前に、各事業体におけるこれまでの努力について記載すべき。	P 3	・冒頭に下記の記述を追記した。 「兵庫県内の水道普及率は99.8%（全国6位）に達するなど、明治33年の神戸市水道の供用開始以来、県民生活や経済活動を支える必要不可欠なライフラインとして、県内全域において着実に構築が進められてきた。」
簡易水道を統合し財政措置が切り下げられている団体の実情をもっと切実に訴えるべき。	P 12	・簡易水道統合による影響額を独自に試算の上、市町別一覧表を追記した。 (例：養父市161百万円/年の負担増など)

## II 持続可能な経営基盤の確保に向けた検討の方向性

主な意見	該当頁	対 応
広域連携について提言する前に、各事業体の自助努力の必要性について記載すべき。	P 14～19	・広域連携に限らず、料金改定、ダウンサイジング、PFI、指定管理、コンセッションなど各事業体が自助努力として取り組むべき様々な方向性も記載した。

## III 提言1：地域特性に即した対応方策（広域連携等）の検討・実施

主な意見	該当頁	対 応
テーマを、広域連携に特化しすぎているか。これまで議論に上がった他の手法（PFI、コンセッションなど）についても、再掲載すべき。	P 14～19 P 21	・IIにおいて、広域連携に限らず、料金改定、ダウンサイジング、PFI、指定管理、コンセッションなど各事業体が自助努力として取り組むべき様々な方向性も記載した。 ・その上で、本懇話会からの提言として、特に広域連携をテーマとして扱う必要性について下記の記述を追記した。 「市町域を超えた検討が必要であるもの（広域連携）…など、調整役となる主体から各事業体に対して具体的な対応方策を提示しなければ、十分な取組を進めることができないものと考えられる。」
各事業体に対して、記載した広域連携手法を押し付けるような印象を与える表現は避けるべき。	P 21 P 24～26	・下記の記述を追記した。 「広域連携は経営合理化の手法の一つであり目的ではないため、広域連携のほか、公民連携などの様々な手法がある中から適切なものを選択、あるいは複数の手法の組み合わせを検討する必要がある。」 ・その上で、幅広い選択肢を提示し、どの手法を採用するかは各事業体の判断である旨を明確化した。
垂直統合について記載しないのか。	P 24	・幅広い選択肢を提示する中の1つとして、垂直統合についても記載した。
広域連携の目的についてもっと明確に記載すべき。	P 27～31	・広域連携の実施によって達成すべき目的として、下記のとおり列記した。 ①上流域から下流域への給水による給水体制の合理化 ②各市町間での徹底した重複投資の回避 ③各市町における既存水源の有効活用 ④維持管理業務における当面のコスト削減
超長期的なアイデアを懇話会からの提言に含めることはいかがか。外部アドバイザーの1アイデアとして取り扱うべき。	P 138～ 142	・将来的なビジョンは、平成29年度の検討過程において関係市町間で広域連携の必要性を共有するために描いたものであるため、提言から削除し、「V参考資料」に記載した。
県営水道の役割において、経営の取組方針や施設の更新方法、料金設定等について触れるべき。	P 112	・県営水道の効率的な事業運営への取組と適正な料金設定について追記した。

### Ⅲ 提言 2：不足する専門職員の確保・育成に向けた仕組みづくり

主な意見	該当頁	対 応
P117 のイメージ図において、 ・まちC、大規模事業者、民間の役割分担を例示すべき。 ・利用する側と支援する側をコーディネートする機能を明記すべき。	P117	・公民連携も含めて、支援業務に応じた役割分担を例示した。 ・ワンストップ窓口について明記した。
民間事業者との一層の連携、あるいは民間に任せきると いう選択肢についても触れるべき。	P18～19	・公民連携の推進方策の一つとして、民間事業者との一層の連携について記載するとともに、上下水道事業のコンセッションの検討状況を追記した。

### Ⅲ 提言 3：国に対する財政措置・制度改革の要請・提案

主な意見	該当頁	対 応
過疎対策債の拡充を要望するのであれば、同様に、辺地 対策事業債についても要望すべき。	P119	・辺地対策事業債について追記した。
既存の補助メニューにとらわれず、IoTなどで新たな補 助メニューも記載すべき。	P120	・新技術活用への財政支援について追記した。

### Ⅳ おわりに

主な意見	該当頁	対 応
来年度以降の県の取組が明確ではない。	P123	県は、今後も調整役として地域別協議会に積極的に参画し地域と一体となって取組を進展させる旨を明確化した。 ・「(4) 県（行政主体）としての取組」を下記のとおり修正 「県は、…調整役であるとともに、不足する専門職員の確保・育成に向けた仕組みづくり等について主体性を持って取り組んできた。今後も…地域別協議会に積極的に参画し、県と各地域が一体となって取組を進展…。」
県は、市町のフォローや支援ではなく当事者として関わ るべき。	P124	・「(仮称)兵庫県水道事業広域連携等推進会議」の説明を「…各地域と一体となって取組を進展」に修正
「広域連携推進会議（仮称）」では、名称から広域連携 のみを議論する会議体に思える。広域連携以外も議論す る余地を残した名称とすべき。	P124	・会議の名称を「兵庫県水道事業広域連携等推進会議（仮称）」に修正した。